

## 別紙

新	旧
<p>別 紙</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 内容</p> <p>令和<u>5</u>年<u>3</u>月までの期間中、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行う。</p> <p>このほか、(21) 新型コロナワイルスワクチン接種体制支援事業の定めるところにより、(21) ウ (イ) ②病院における取組の「病院が特別な接種体制を確保した場合の支援」を行う（新型コロナワイルスワクチン病院特別体制確保支援事業）。</p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域への派遣を対象とする（※）。</p> <p>※ 地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域として、例えば、次のような地域などが該当すると考えられるが、いずれにしても地域の実情に応じて都道府県が判断した地域を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域及び確保病床使用割合がステージIVの指標である 50%を超える地域（該当した地域は令和<u>5</u>年<u>3</u>月までの期間中適用）</li> </ul>	<p>別 紙</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）～（8） （略）</p> <p>（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 内容</p> <p>令和<u>4</u>年<u>9</u>月までの期間中、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域において、時間外・休日の医療機関からワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民等に対してワクチン接種を行う。</p> <p>このほか、(21) 新型コロナワイルスワクチン接種体制支援事業の定めるところにより、(21) ウ (イ) ②病院における取組の「病院が特別な接種体制を確保した場合の支援」を行う（新型コロナワイルスワクチン病院特別体制確保支援事業）。</p> <p>エ 留意事項</p> <p>(ア) ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域への派遣を対象とする（※）。</p> <p>※ 地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域として、例えば、次のような地域などが該当すると考えられるが、いずれにしても地域の実情に応じて都道府県が判断した地域を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域及び確保病床使用割合がステージIVの指標である 50%を超える地域（該当した地域は令和<u>4</u>年<u>9</u>月までの期間中適用）</li> </ul>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法に基づき都道府県が定める医師少数区域（二次医療圏）</li> </ul> <p>(イ) 都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）を補助対象とする。</p> <p>(ウ) 令和<u>5</u>年<u>3</u>月までの期間中に行われる派遣を対象とする。</p> <p>(10) ~ (20) (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法に基づき都道府県が定める医師少数区域（二次医療圏）</li> </ul> <p>(イ) 都道府県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関（派遣元）を補助対象とする。</p> <p>(ウ) 令和<u>4</u>年<u>9</u>月までの期間中に行われる派遣を対象とする。</p> <p>(10) ~ (20) (略)</p>
<p>(21) 新型コロナワイルスワクチン接種体制支援事業</p> <p>ア ~ イ (略)</p> <p>ウ 内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個別接種促進のための支援</p> <p>新型コロナワイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。</p> <p>① 診療所における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週 100 回以上の接種を<u>令和5年3</u>月末まで、4月・5月、6月・7月、8月・9月、<u>10月・11月、12月・1月、2月・3月</u>のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合</li> <li>・ 週 150 回以上の接種を<u>令和5年3</u>月末まで、4月・5月、6月・7月、8月・9月、<u>10月・11月、12月・1月、2月・3月</u>のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合</li> <li>・ 50 回以上／日の接種を行った場合</li> <li>・ <u>令和4年10月以降においては、上記の取組にかかる支援を受ける診療所は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</u></li> </ul>	<p>(21) 新型コロナワイルスワクチン接種体制支援事業</p> <p>ア ~ イ (略)</p> <p>ウ 内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個別接種促進のための支援</p> <p>新型コロナワイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。</p> <p>① 診療所における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 週100回以上の接種を<u>7</u>月末まで、4月・5月、6月・7月、8月・9月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合</li> <li>・ 週150回以上の接種を<u>7</u>月末まで、4月・5月、6月・7月、8月・9月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合</li> <li>・ 50回以上／日の接種を行った場合</li> </ul> <p><u>(新規)</u></p>

新	旧
<p>② 病院における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年11月までに50回以上／日の接種を行った場合。 なお、令和4年10月以降においては、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</li> <li>特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれの期間中に4週間以上あった場合</li> </ul> <p>(ウ) 職域接種促進のための支援</p> <p>令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を行う。</p> <p>（都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費（使用料及び賃借料、備品購入費等）と同等の経費を対象として、1,500円×接種回数を上限に実費補助（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、1,000円×接種回数を上限に実費補助））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議</li> </ul>	<p>② 病院における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>50回以上／日の接種を行った場合</li> <li>特別な接種体制を確保し、50回以上／日の接種を週1日以上達成する週が、4月・5月、6月・7月、8月・9月のそれぞれの期間中に4週間以上あった場合</li> </ul> <p>(ウ) 職域接種促進のための支援</p> <p>令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を行う。（都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費（使用料及び賃借料、備品購入費等）と同等の経費を対象として、1,500円×接種回数を上限に実費補助（令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、1,000円×接種回数を上限に実費補助））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。）が商工会議</li> </ul>

新	旧
<p>所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの</li> </ul> <p><b>エ 留意事項</b></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個別接種促進のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「個別接種に協力する医療機関」とは、ウ（イ）の何れかの取組について、所定の様式により都道府県へ実績を報告する医療機関をいう。</li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>診療所が、週 100 回（150 回）以上の接種を定められた期間中に 4 週間以上行う取組への支援を受ける場合、週 100 回（150 回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。なお、時間外、夜間または休日の接種への取組については、診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。</u></li> <li><u>医療機関が、50 回以上／日の接種を行う取組への支援を受ける場合、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合を含む）していること。</u></li> <li>ウ（イ）②病院における取組における、病院が特別な接種体制</li> </ul>	<p>所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの</li> </ul> <p><b>エ 留意事項</b></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 個別接種促進のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「個別接種に協力する医療機関」とは、ウ（イ）の何れかの取組について、所定の様式により都道府県へ実績を報告する医療機関をいう。</li> <li>支援の対象期間は、令和 4 年 4 月・5 月、6 月・7 月、8 月・9 月とする。</li> </ul> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウ（イ）②病院における取組における、病院が特別な接種体制</li> </ul>

新	旧
<p>を確保した場合の支援については、都道府県から厚生労働省への交付申請や実績報告等において、（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の「新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業」に計上すること。</p> <p>（ウ）（略）</p>	<p>を確保した場合の支援については、都道府県から厚生労働省への交付申請や実績報告等において、（9）時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の「新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業」に計上すること。</p> <p>（ウ）（略）</p>